

スポーツ健康学会

(1) 会 則

第 1 条 本会は、大阪大谷大学スポーツ健康学会と称する。

第 2 条 本会は、「スポーツと健康」に関する研究の促進と会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 研究発表会・公開講演会の開催 (2) 機関誌の発行 (3) その他必要と認められる事業

第 4 条 本会の会員は、本学スポーツ健康学科の専任教員、学生、卒業生、ならびにこれに準じ本会の趣旨に賛同する者とする。

第 5 条 本会に次の役員をおき、会の運営にあたる。

(1) 会 長 スポーツ健康学科長をあてる。

(2) 幹 事 若干名 スポーツ健康学科教員より選任。

(3) 学生委員 若干名 スポーツ健康学科学生より選出。

(4) 役員の任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。

第 6 条 本会は1年に1度総会を開催する。

2 本会は必要に応じて臨時に総会を開催することがある。

第 7 条 本会は、会員のうち教員および学生に対して次に定める会費を徴収する。

(1) 教員は、年額 1,000 円を納入するものとする。

(2) スポーツ健康学科に在籍する学生は、入会時に 3,000 円を納入するものとする。

第 8 条 本会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 9 条

付 則

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 24 年 10 月 17 日から改訂施行する。

但し、本学人間社会学科の在学学生および卒業生のなかで本学会への入会を希望するものは、特例として入会金 1,000 円を納入すれば、入会が認められる。

(2) 機関誌刊行

年刊『大阪大谷大学スポーツ健康学会誌』創刊号（2013年3月）～第12号（2024年3月）